

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生で国民年金に加入したけど、国民年金保険料が納められない

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。なお、夜間・定時制課程や通信制課程を含みま

学生納付特例制度

す。（一部対象外の学校があります）

学生納付特例の手続きをしたい

●申請先

各庁舎市民課

●必要なもの

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書の写真、失業した場合は雇用保険の離職票または受給資格者証

平成23年度分（平成23年4月～平成24年3月）の学生納付特例の受付は、平成24年5月1日（火）までとなります。申請がまだお済みでない方は、期限までに申請してください。また、平成24年度分（平成24年4月～平成25年3月）の学生納付特例の受付は平成24年4月2日（月）からとなります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに更新用の申請書が送られてきますので、引続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。申請書を紛失した場合は、市役所市民課に申請をお願いします。

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。



●「受給資格期間」と「年金額」への取り扱いの違い

		納 付	学生納付特例 (承認期間)	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 期間に入ります	○ 期間に入ります	× 期間に入りません
老齢 基礎 年金	受給資格期間	○ 期間に入ります	○ 期間に入ります	× 期間に入りません
	年金額に計算	○ 計算されます	× 計算されません	× 計算されません